

太陽光発電設備の整備に係る国の統一的な基準の整備等について

東 北 部 会 提 出

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に加え、エネルギーの自給率の向上の観点からも、我が国のエネルギー政策において重要な役割を期待されております。

しかしながら、太陽光発電施設の設置については、固定価格買取制度の施行以降、導入量が確実に増加しているものの、全国各地で事業者と地域住民とのトラブルや事故が後を絶たず、また、事業終了後の太陽光パネルの放置・不法投棄などの問題も懸念されております。

このような中、国においては、太陽光発電設備に関するガイドラインを策定しておりますが、施設整備等に係る体系的な基準がなく、現行の関係法令では景観、環境及び防災上における様々な問題に十分対応されているとはいえません。

このため、自治体では、条例等によって指導・制限を行っているところではありますが、強制力に乏しく、また、罰則規定に法律上の制限があるなど、自治体の個々の対応には限界があります。

こうした事態を放置すれば、今後も、施設整備に関連する事故が発生することが危惧され、住民の安心・安全を確保することができず、ひいては再生可能エネルギーの普及にも大きな影響を及ぼしかねません。

については、太陽光発電に特化した詳細な技術基準等を国が統一的に整備し、設備から廃棄まで一貫した法律上の規制を担保するとともに、再生可能エネルギーの規制と普及が両立する仕組みについて早急に確立することを要望いたします。

また、事業終了後の施設の適正管理や撤去、太陽光パネルの処分・再利用の方法等についても国が責任を持って法制化することを併せて要望いたします。